

○多古町企業誘致条例施行規則

(平成 28 年 12 月 20 日規則第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多古町企業誘致条例（平成 28 年条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める事業は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める産業のうち次に定めるものとする。

(1) 大分類 A－農業のうち中分類 01 農業のうち植物工場に限るもの。ただし、植物工場とは、施設内で植物の生育環境を制御して、野菜等の植物の計画的な生産を行うことができる栽培施設をいう。

(2) 大分類 E－製造業

(3) 大分類 G－情報通信業

(4) 大分類 H－運輸業、郵便業

(5) 大分類 I－卸売業、小売業

(6) 大分類 L－学術研究、専門・技術サービス業

(7) 大分類 M－宿泊業、飲食サービス業内、中分類 75 宿泊業内、小分類 751 旅館、ホテル

(8) 大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業内、中分類 80 娯楽業内、小分類 805 公園、遊園地

(9) 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）のうち中分類 89 自動車整備業、中分類 90 機械等修理業及び中分類 92 その他の事業サービス業に掲げるコールセンター業

(指定申請)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による申請は、指定企業指定申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 法人の登記事項証明書又は営業開始届出済証明書

(2) 定款又はこれに準ずるもの

(3) 土地等売買契約書の写し

(4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認済証の写し及び同法第 7 条第 5 項の検査済証の写し

(5) 事業所の位置図及び配置図

(6) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条第 1 項の労働者名簿

(7) その他町長が必要と認める書類

(指定通知)

第4条 町長は、条例第5条第3項の規定により指定企業の指定を行ったときは、指定企業指定通知書（別記第2号様式）により申請をした企業等に通知するものとする。

（交付申請）

第5条 条例第6条第1項の規定による申請は、次に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める申請書により行うものとする。

（1） 企業奨励金 企業奨励金交付申請書（別記第3号様式）

（2） 雇用促進奨励金 雇用促進奨励金交付申請書（別記第4号様式）

（3） 従業員転入奨励金 従業員転入奨励金交付申請書（別記第5号様式）

2 前項の申請書による申請期間及び当該申請書に添付する書類は、別表第1のとおりとする。

（交付決定通知）

第6条 町長は、条例第6条第2項の規定により奨励金の交付を行うときは、奨励金交付決定通知書（別記第6号様式）により指定企業に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 指定企業は、前条に規定する通知書の通知を受けたときは、速やかに奨励金交付請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（内容変更等の届出）

第8条 条例第7条第1号の規定による届出は、指定企業指定申請内容変更届出書（別記第8号様式）に当該変更の事実を証明する書類を添付して行うものとする。

2 条例第7条第2号の規定による届出は、指定企業事業休止（廃止）届出書（別記第9号様式）により行うものとする。

（指定の取消し）

第9条 町長は、条例第9条の規定により指定企業の指定を取り消すときは、指定企業指定取消通知書（別記第10号様式）により当該指定企業に通知するものとする。

（奨励金の返還等）

第10条 町長は、条例第10条の規定により奨励金の交付決定を取り消し及び奨励金の返還を命ずるときは、奨励金交付決定取消通知書（別記第11号様式）又は、奨励金返還命令書（別記第12号様式）により当該企業等に通知するものとする。

2 条例第10条の規定により返還を求める額は、別表第2に定める算定方法によるものとする。ただし、算定金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（地位の承継）

第11条 条例第11条の規定により指定企業の事業を承継した企業等は、指定企業指定承継申請書（別記第13号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 承継の事実を証明する書類
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定企業指定承継承認通知書（別記第 14 号様式）により申請をした企業等に通知するものとする。
- （その他）
- 第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（有効期限等）
- 2 この規則は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この規則の失効前に第 5 条に規定する申請をした企業等については、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条関係）

奨励金の種類	交付申請期間	添付書類
企業奨励金	交付の対象となる年度に課された固定資産税の最終納期限日から 3 か月以内の期間	(1) 当該年度における固定資産税の納税証明書 (2) その他町長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	事業開始の日から起算して 1 か年を経過した日から 3 か月以内の期間	(1) 申請に係る従業員の住民票の写し (2) 雇用の事実を証明する書類 (3) 雇用保険被保険者証の写し (4) その他町長が必要と認める書類
従業員転入奨励金	事業開始の日から起算して 1 年 6 か月を経過した日から 3 か月以内の期間	(1) 申請に係る従業員の住民票の写し (2) 雇用の事実を証明する書類 (3) 雇用保険被保険者証の写し (4) その他町長が必要と認める書類

別表第2(第10条関係)

事業期間	企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金返還額の算定方法
事業開始日から5年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額
5年目経過日の翌日から6年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に $8/10$ を乗じた額
6年目経過日の翌日から7年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に $6/10$ を乗じた額
7年目経過日の翌日から8年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に $4/10$ を乗じた額
8年目経過日の翌日から9年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に $2/10$ を乗じた額
9年目経過日の翌日から10年目経過日まで	すでに交付された企業奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金の合計額に $1/10$ を乗じた額

別記第1号様式

指定企業指定申請書

[別紙参照]

第2号様式

指定企業指定通知書

[別紙参照]

第3号様式

企業奨励金交付申請書

[別紙参照]

第 4 号様式

雇用促進奨励金交付申請書

[別紙参照]

第 5 号様式

従業員転入奨励金交付申請書

[別紙参照]

第 6 号様式

奨励金交付決定通知書

[別紙参照]

第 7 号様式

奨励金交付請求書

[別紙参照]

第 8 号様式

指定企業指定申請内容変更届出書

[別紙参照]

第 9 号様式

指定企業事業休止（廃止）届出書

[別紙参照]

第 10 号様式

指定企業指定取消通知書

[別紙参照]

第 11 号様式

奨励金交付決定取消通知書

[別紙参照]

第 12 号様式

奨励金返還命令書

[別紙参照]

第 13 号様式

指定企業指定承継申請書

[別紙参照]

第 14 号様式

指定企業指定承継承認通知書

[別紙参照]